



知ってるようで知らない!?

サービス提供時モニタリング加算について

令和3年12月15日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

「サービス提供時モニタリング加算」とは、

継続サービス利用支援（モニタリング）の実施時、またはそれ以外の機会に、障害福祉サービス等の提供現場を訪問して、障害福祉サービス等の提供状況等を確認して記録した場合に、利用者1人に対して月1回を限度に、請求できる加算です。

（問1）

「サービス提供時モニタリング加算」は、「サービス等利用計画（サービス利用支援）」や「継続サービス等利用計画（継続サービス利用支援）」と一緒にしか、請求できないのでしょうか。

（答）

「サービス提供時モニタリング加算」は単独で請求できる加算です。請求に「サービス等利用計画」や「継続サービス等利用計画」は必要ありませんが、タイミングを合わせやすい加算です。ただし「サービス提供時モニタリング加算」の記録を作成する必要があります。



（問2）

「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できますが、前6月間の平均件数でしょうか。
それとも当該月の実施件数でしょうか。



（答）

前6月平均ではなく、当該月の実施件数を39件までとしています。

(問 3)

「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も請求できますか。



(答)

はい、請求できます。

(問 4)

複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないといけないのでしょうか。



(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している利用者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいですが、1箇所でも確認していれば請求できます。



(問 5)

「サービス提供時モニタリング加算」についてはどのように記録したら良いのでしょうか。



(答)

記録に記載する事項は「利用者名」「担当相談支援専門員氏名」「訪問した機関名、場所及び対応者氏名」「訪問年月日」「開始時刻、終了時刻」「確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況」「サービス提供時の利用者の状況」「その他必要な事項」になります。

以上